

# 日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針

令和 2 年 1 月改訂

日進市教育委員会

はじめに

近年、全国的には人口減少期を迎え少子化へと向かう中、日進市における人口及び児童生徒数は、将来的には減少に転じるものの、今後しばらくは増加することが予想されています。

近年では、平成20年度に赤池小学校、平成25年度には、竹の山小学校及び日進北中学校が開校し、平成27年度には赤池小学校の5階部分を増築しています。

また、平成29年度には、日進米野木駅前特定区画整理事業により東小学校区の児童数増加が見込まれることから東小学校区の一部を梨の木小学校区へ学区編入しました。

令和7年度までの児童生徒数の推計においては、過大規模校や普通教室の不足は発生しないものの、区画整理事業や宅地開発等による人口変動が想定されるため人口推移の動向に注視する必要があるとされています。

このような状況において、学校施設の整備にあたっては、将来を見据えた計画が必要となる一方で、今現在、学校に通っている子どもたちの教育環境についても最大限の配慮をする必要があります。

また、市内に大規模校と小規模校をともに抱える現状から、学校間で教育環境に格差が生じないように必要な措置を講ずることも求められています。

平成24年8月に「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針」が策定され、策定後7年が経過しました。その間に、国においては、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されるなど、刻々と変化する社会状況への対応が必要となっています。

このような背景から、日進市教育委員会では、令和元年7月に、学識経験者、行政区・小中学校・小中学校PTAのそれぞれの代表者、公募市民で構成する日進市立小中学校適正規模等検討委員会へ「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針」の見直しについて諮問し、提言を受けました。

この提言を踏まえ、「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針」を見直し、より良い教育環境の整備を期待するとともに、併せてこの提言内容の具体化にあたっては、学校関係者、保護者、地域住民のみなさんの理解と協力が不可欠であり、次代を担う日進の子どもたちのために、対話と連携によってこの取組みを推進していきます。

# 目 次

|     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| I   | 現状               | 1 |
| 1   | 小中学校の現状          | 1 |
| (1) | 児童生徒数の推移         | 1 |
| (2) | 学級数の推移           | 1 |
| (3) | 通学区域             | 2 |
| II  | 学校の適正規模          | 3 |
| 1   | 学校規模が学校教育に影響する側面 | 3 |
| 2   | 学校規模の適正化の必要性     | 3 |
| 3   | 適正規模の基準          | 4 |
| III | 学校の適正配置          | 5 |
| 1   | 適正配置の基準          | 5 |
| (1) | 基本となる考え方         | 5 |
| (2) | 配置の基準            | 5 |
| 2   | 適正配置への取組み方       | 5 |
| (1) | 小規模校・過小規模校への対応   | 5 |
| (2) | 大規模校・過大規模校への対応   | 6 |
| 3   | 適正配置への具体的な進め方    | 6 |

# I 現状

## 1 小中学校の現状

### (1) 児童生徒数の推移

- ・図1に示すように、小学校の児童数は、昭和55年の4,772人をピークに減少傾向を示していたが、平成2年以降再び増加に転じてその傾向を持続しており、平成27年には5,707人となっている。将来の推移についても、増加すると予想される。（\*令和元年は6,065人）
- ・同じく、図1に示すように、中学校の生徒数は、小学校より5年遅れで同じ傾向を示しており、昭和60年の2,496人をピークに減少傾向を示していたが、平成7年以降再び増加に転じてその傾向を持続しており、平成27年には2,564人となっている。将来の推移についてもゆるやかに増加すると予想される。（\*令和元年は2,588人）

『市内学区児童生徒推計資料』, H28. 5 より

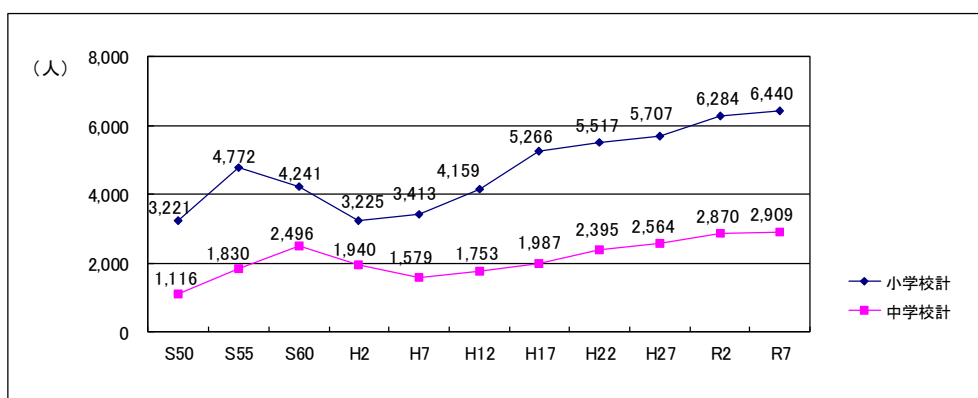


図1 市全体の児童生徒数の推移

### (2) 学級数の推移

- ・図2に示すように、小学校の学級数は、平成2年度以降増加傾向を持続しており、令和2年度まで増加し、その後横ばいとなると予想される。（\*令和元年は188学級）
- ・同じく、図2に示すように、中学校の学級数は、小学校より遅れて増加傾向を示し、令和2年度まで増加し、その後横ばいとなると予想される。（\*令和元年は73学級）

（\*学級数に特別支援学級の数は含まない）

『市内学区児童生徒推計資料』, H28. 5 より

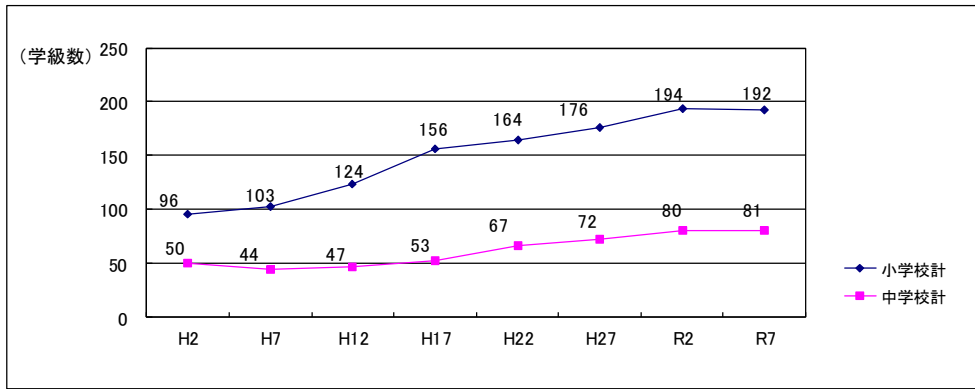


図2 市全体の学級数の推移

### (3) 通学区域

通学区域については、「就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」（学校教育法施行令第5条2項）と規定されており、日進市においても、この規定に基づき、「日進市立小中学校通学区域に関する規則」において、あらかじめ学校毎に通学区域を設定し、就学する学校を指定している。

また、通学距離については、「小学校が概ね4km以内、中学校が概ね6km以内」とされている（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条）が、日進市では、独自の基準として「小学校は3km以内、中学校は5km以内」を一定の基準としている。

現在、日進市の小学校の児童の大半は徒歩で通学しており、通学距離は概ね2.5km以内であるが、米野木町三ヶ峯地区では、4kmを超えており、公共交通機関（バス）を利用している児童もいる。

中学校の生徒は、徒歩及び自転車で通学しており、通学距離は概ね5km以内であり、通学距離や道路整備状況等により自転車通学を認めている（表1参照）。

表1 市内中学校の通学状況

|        |  |
|--------|--|
| 日進中学校  | 原則徒歩通学。ただし、自転車通学許可区域内（南山手線以南）は申請があれば、自転車通学を認める。                |
| 日進西中学校 | 全員徒歩通学。  |
| 日進東中学校 | 一部自転車通学あり。<br>自転車通学区域（東小学区：東名高速道路以北、相野山小学区：全域、梨の木小学区：栄一丁目・二丁目） |
| 日進北中学校 | 全員徒歩通学。  |

（\*令和元年度時点）

近年、登下校時の自転車での交通事故が発生することもあり、また、朝の登校

時は自転車が集中し、交差点や学校周辺道路に自転車が滞留することから、安全性や他の通行人及び周辺住民への配慮が課題となっている。

## II 学校の適正規模

### 1 学校規模が学校教育に影響する側面

学校規模によって、以下のような面について影響が及ぶことが想定される。

#### ○学習・生活指導

- ・児童生徒の学習状況の把握や指導のきめ細かさ
- ・集団での学び合いの機会
- ・学校施設や教材・教具等の充足性
- ・学校行事等の教育活動における活躍や発表の機会
- ・児童または生徒間の交流の機会
- ・保護者、地域との連携の効率性

#### ○学校運営

- ・経験年数、専門性、男女比等の教職員配置のバランス
- ・教職員間の意思疎通・共通理解
- ・教員一人への校務や行事の役割等への負担
- ・クラブ活動や部活動のバリエーション
- ・学級編制のバリエーション

文部科学省、『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』，H27-1-27 参考

### 2 学校規模の適正化の必要性

1で示した様々な側面への影響を鑑み、学校間での教育環境の不均衡の是正が必要となる。このことを実現するために、学校の適正規模を検討し、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を図っていくことが必要になる。

なお、学校規模を検討するにあたり、児童生徒数や教職員数、教室数や施設の面積などを規模の基準とすることもできるが、学校規模に関する関係法令等（※）では学校規模を学級数で示しており、学級数によって教職員数や教室数なども決まってくることから、学級数を学校規模の基準とする。

※【参考】学校規模に関する関係法令等

○学校教育法施行規則（第41条・第79条）

小学校については、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」とし、中学校については、小学校の規定を準用するとしている。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（第4条）

適正な学校規模の条件として、「学級数が概ね12学級から18学級まで」とし、学校を統合する場合には「24学級まで」としている。

○公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月）

11学級までを小規模校、25学級以上を大規模校、31学級以上を過大規模校としている。

### 3 適正規模の基準

国の基準などを参考に、学校の規模を次のように定める（表2）。なお、中学校については、1学年あたりの学級数を鑑み18学級までを適正規模とする。

表2 学校規模の区分

| 規模区分<br>小中の別 | 過小規模校 | 小規模校    | 適正規模校    | 大規模校     | 過大規模校  |
|--------------|-------|---------|----------|----------|--------|
| 小学校          | 6学級以下 | 7から11学級 | 12から24学級 | 25から30学級 | 31学級以上 |
| 中学校          | 6学級以下 | 7から11学級 | 12から18学級 | 19から30学級 | 31学級以上 |

（\*学級数には特別支援学級の数は含まない）

#### 【各規模の定義】

過小規模校：複式学級が発生し是正を要する規模

小規模校：クラス替えができなくなる学年があり是正を要する規模

適正規模校：望ましい又は理想とする規模。必ずしも適正規模でないと直ちに是正しなければならないというものではなく、できる限りそれに近づけるように目指す標準としての規模をいう。

大規模校：施設の収容能力によっては是正を要する規模

過大規模校：学校活動や学校運営に支障がでるため是正を要する規模

### Ⅲ 学校の適正配置

#### 1 適正配置の基準

##### (1) 基本となる考え方

- ①学校（地域）によって教育環境にできるだけ差が生じないように配慮することが必要。
- ②児童生徒の通学にかかる負担を考慮し、安全性を確保することが必要。
- ③学校と地域コミュニティのつながりに配慮することが必要。

##### (2) 配置の基準

- ①学校間で教育環境の差が生じないように、適正な規模の学校を地域にバランスよく配置されること。
- ②通学距離について、小学校は3km以内、中学校は5km以内を一定の基準とすること。なお、自転車通学については、生徒の安全性などを考慮し、今後、その運用について検討する必要があると考えられる。
- ③通学区域は、行政区や自治会等の地域コミュニティとできるだけ整合していること。

なお、この基準を満たすことができない場合においては、公共交通機関の利用を認めるなど、児童生徒の通学にかかる負担軽減や安全の確保に配慮を図るものとする。

#### 2 適正配置への取組み方

##### (1) 小規模・過小規模校への対応

- ①小規模校（7から11学級）・過小規模校（6学級以下）ともに、原則として次の対応を検討する。どの対応を行うかは、そのときの社会状況や地域性等を踏まえた上で慎重に検討するものとする。また、過小規模校または小規模化の著しい学校から優先的に取り組むものとする。

ア 学区の見直し等により適正化を図る。

イ 近接する学校との統合を行う。

\*小学校と中学校が近接する場合は、上記の他に小中併設校とすることも考えられる。



## (2) 大規模・過大規模校への対応

①過大規模校（31 学級以上）については、原則として次の対応を検討する。どの対応を行うかは、そのときの社会状況や地域性等を踏まえた上で慎重に検討するものとする。また、過大規模校または大規模化の著しい学校から優先して取り組むものとする。

ア 学区の見直しや学校施設の増築により適正化を図る。

イ 上記の方法では対応しきれない場合で、さらに長期間にわたり過大規模の状態が続くことが予想される場合は、新設校の建設について検討する。なお、この場合は建設用地の確保についても十分考慮する必要がある。

②大規模校（小学校 25 から 30 学級、中学校 19 から 30 学級）については、今後も児童生徒数の増加が見込まれ、過大規模校となることが予想される場合や、施設規模（施設面積や運動場面積等）が、当該児童生徒に対して著しく狭い場合などについては、過大規模校に準拠したかたちでその対応を検討する。また、それ以外の場合においても、児童生徒のより良い教育環境整備に必要なものについては、適宜、適切な方法において検討するものとする。

\*今後、この基本方針に基づき具体的な措置を講じる際には、特別支援学級や特別教室、体育館やプールなどの施設についても考慮するものとする。

③普通教室数の過不足の検討にあたっては、普通学級数に加えて、特別支援学級数の状況も考慮に入れる必要がある。

## 3 適正配置への具体的な進め方

学校の適正配置を進めるにあたっては、次のような取り組みを行う。

①適正化の対象となる学校があるかどうかの判定や適正化の手法等について検討する組織を設置する。

②上記組織の検討結果に基づき、適正化を具体的に進めていくための検討組織を設置する。（例：学区の見直し等であれば学区検討部会など）

③取り組みを行うにあたっては、情報公開に努めるとともに、地域住民との対話と連携を図りながら進めるものとする。

④本基本方針については、国等の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときにはその都度見直しの検討を行う。